

第一八六回

参第二五号

特定秘密の保護に関する法律を廃止する法律案

特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。  
（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）
- 2 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条のうち自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）目次の改正規定中「第百二十五条」を「第百二十六条」に、「第百二十六条」を「第百二十七条」に改める。

第十七条のうち自衛隊法本則に一条を加える改正規定中第百二十六条を第百二十七条とする。

## 理 由

特定秘密の保護に関する法律を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。